

○総務省令第三十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項ただし書及び第三十三条の五の二第一項並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十六条の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣 片山 善博

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令

（地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部改正）

第一条 地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(普通交付税の額の決定前における地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)

第三条 平成二十三年度において、地方交付税法第十条第三項の規定により普通交付税の額が決定される前に法第三十三条の五の二第一項の規定に基づき地方債を起す場合における第一条第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額」と、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、同項第一号の表中「二一、九九二」とあるのは「九、〇六三」と、「一一、八四四」とあるのは「五、六六〇」とし、第二条の規定の適用については、同条中「一・〇一〇〇五三五」とあるのは「〇・八」と、「一・〇〇二一八四二」とあるのは「〇・六」とし、前条の規定は適用しない。この場合において、普通交付税省令第五条第一項の表第一号中「平成十七年十月一日」とあるのは「平成二十二年十月一日」とする。

(地方債に関する省令の一部改正)

第二条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等の特例)

第一条の二 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等でその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内にあるものについての第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び同意又は許可(以下この条において「同意等」という。)を得て発行した地方債のうちその元利償還金の支払期日が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについて、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に起因して、当該支払期日を延期する場合」と、同条第二号中「同意又は許可(以下この条において「同意等」という。)」とあるのは「同意等」とする。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「及び平成二十四年度」を削り、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「特別とん譲与税」とあるのは、「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは、「地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは

」に改め、「(平成二十二年法律第五号)」の下に「第三条の規定」を、「地方債の額及び」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第三条の規定による改正前の」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十五年度」を「平成二十四年度」に改め、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債の額及び」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3 平成二十五年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公

債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4 平成二十六年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5 平成二十七年度及び平成二十八年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行し、第二条による改正後の地方債に関する省令附則第一条の

二の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。